

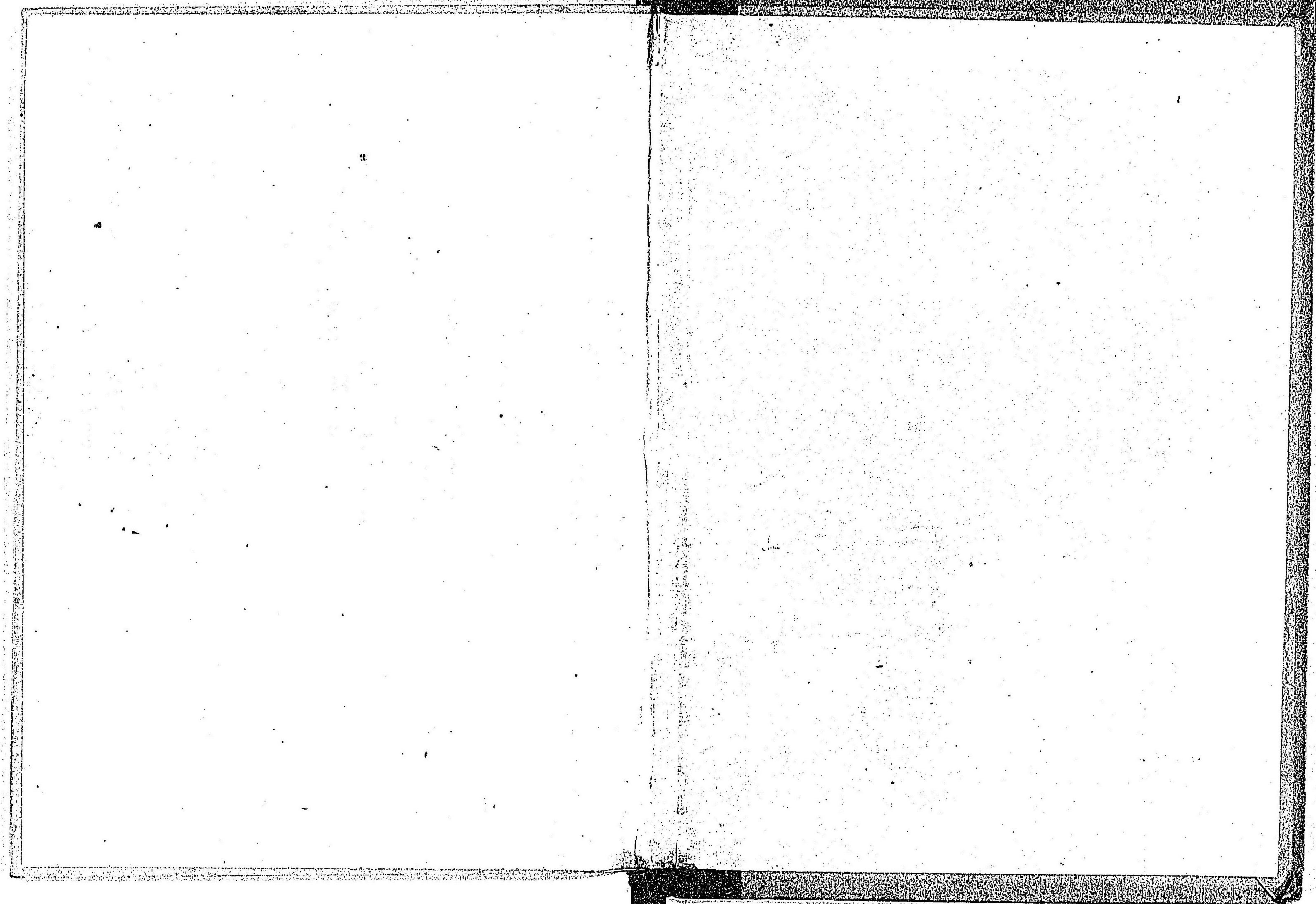
卜
1
20

岡本義勝編輯

商標登簿願手續
商標條例
註解

明治十七年
七月發兌

內藤半月堂藏



特 61
571

岡本義勝編輯

商標條例
商標登簿願手續
註解

明治十七年
七月發兌

內藤半月堂藏

緒言

商標條例ノ御布告タルヤ公明平坦極

メテ讀ミ易キノ文也然リト雖モ該條

例ヲ遵守スル吾儂ヲノ如キハ勤メテ

熟知セザル可カラス然ルニ條例ニ註

解ヲ下シ雅言ヲ用ヒス傍ヲ假名ヲ附

スルニ俚俗平凡耳ニ熟シ口ニ稱ヘ日

用應酬ノ間ニモ自然ニ慣用シ來ル通

言ニ便ヲ取り兒童婦女子ト雖此條例
 ノ意ヲ知ラシメンカ爲メ平ヲ假名ヲ
 附スル所以ナリ乞フ假名遣ヒニ誤謬
 アラハ意ヲ注ヒテ解得シマレハ幸甚

明治十七年七月

編者識

一 商標登簿手續註解

岡本義勝編輯

商標條例の起因

凡^ホろ商^ホの工^{シヨク}に於^ホける各々^{ホノク}相^マ須^キて離^ハる可^カめ^ズら^ズ
 商^ホの興^ホ廢^ホは工^{シヨク}の勤^ツ惰^メに係^ルる亦^マ大^キなりとす百^ホ工^ノ
 夫^{ソレ}勉^ツめさ^ルる可^カけ^ルんや輒^チ近^ギ商^ホ工^ノ共^ニ一^ツ時^ノの^チ小^コ
 利^リに迷^マひ概^カして粗^ソ製^ゾ濫^{ラン}造^ゾの弊^ヘな^シとせ^ル甚^ハく
 きは擬^ニ品^{ヒン}を以^テ正^{テイ}品^{ヒン}に混^マ交^セし世^セ人^ニを眩^ク惑^トは^シ是^コ

此の輸入たるは、大抵のやうはん、さしあひを、
 産出の聲價を失貶し遂に一般の信を失ひ
 實用の名に稱はざるを知る嗚呼國産の衰頹こ
 れより大なるはなし蓋し政府風に見るあり今
 や茲に商標條例を發布し明治十七年十月一日
 より實施せらる。誰れか此時よして物質を精
 良よし極めて品位を高尚にし聲價を恢復し惡
 弊を一洗し以て世人乃信用を保全する豈に此
 機よあらはして何うや政府の獎勵厚きこ。

此の輸入たるは、大抵のやうはん、さしあひを、
 産出の聲價を失貶し遂に一般の信を失ひ
 實用の名に稱はざるを知る嗚呼國産の衰頹こ
 れより大なるはなし蓋し政府風に見るあり今
 や茲に商標條例を發布し明治十七年十月一日
 より實施せらる。誰れか此時よして物質を精
 良よし極めて品位を高尚にし聲價を恢復し惡
 弊を一洗し以て世人乃信用を保全する豈に此
 機よあらはして何うや政府の獎勵厚きこ。

商標の性質

商標の性質は種々乃物貨の信憑を博ふし又は
 他人の贗造を防ぎ己の利益を保全せんが爲め
 製作人なり商人なり其製出する物貨に用ゆ
 る標章なり抑も此標章は本條例第五條に示さ
 れたる如く紛らはしき商標を似寄の品を用い

又は標章とすることを許されざる制規なれば能く此等のことと觸れざる様注意して撞造此等べきは商標の形は各々好む所に従ひ品柄に應して拵へることを得るものにて此等のことには別に制限なし故に印刷となし若しくは打込焼付染抜彫込又は縫込織込等と爲すものなり其登録を許與されたる商標は恰も版權免許若しくは發明品の專賣免許に於けるが如く其

効用に於ては殆んど同じきものなり

商標の功

第一貨物の信用第二貨物の監明第三貨物を他人に贗造せらるゝの患害を防ぐにあり就中第二に言ふ貨物の監明は凡そ天下凡百の貨物として其品質の正否を識別は容易ならざるものなり然るに今般頒布せられたる條例に基き標章を用ゆる時は誰れ人と雖とも贗造の貨物と

六
求め狡猾者乃術策に陷るの憂なしと云ふも敢て失當にあらざるなり又縱令狡猾者は私利を營んとするも能はざるに至る果て然らば正直なる商人若くは製造人は宿志を貫徹し平常の丹精自から其効を奏す是れ大にしては國益を増殖し小にしては一家の昌榮を稟く嗚呼商標の功大なりと云ふ可し

商標實用の沿革

七
明治十年中京都織物同盟者固結して一社を設立して其目的工藝を勵み産出の繁殖を慮りて織家仲間買問屋等苟も西陣製出の織物を取扱ふものは擧て皆規約を誓ひ該所の製出品にして純正無虧乃品格を証するものは該社に於て標章を貼用し信用功譽兩全乃緒を開き當時は漸々其約行れ品質稍々改良の兆ありしも嗚呼惜かな一地方一少部の規約に過ぎざれば廣く

及ぼす能はず遂に還た模造贋造の弊を生ずる
 も之れを責むるに途なく終に標章の効又空し
 けらんとす其他外出に係る所の製茶の如き或
 は類例勘しとせ此然るに今や商標専用之道あ
 るに方つてや其奸誦を逞うせんとするも到底
 なすあたわど又侵む能わさるものなれば名産
 を保全し模造贋造を防ぐ昔日の比いにあらざ
 易々の業のみ

第十九号

商標例別冊の通制定し明治十七年十月一日

より施行

右奉 勅旨布告候事

明治十七年六月七日

左大臣 熾仁親王
農商務卿 松方正義

商標條例

(註)商標とは種々の商品に貼用ゆる各自乃標章にて
 條例とは商標に貼用るに就ての(をさてさばら)なり

本條例通して二十四條及ひ附則なり而して又外に
商標願手續別て十一箇條あるなり

第一條 商標は農商務省の商標簿に登録を經
たる時は其所有主に於て登録の日より十五
年間之れを専用するの權を有すべし

(註)商標の登録は主務省に願の上 同省の商標簿に
之を登録濟たるときは所有主は其年限間は自己一
人で商標を専ら用るとのたざる權を與へら、となり

第二條 商標を専用せんと欲する者は願書に

見本並に明細書を添へ登録を願ひ出つへし
其明細書には商標の説明用方並に其商品の
名目種類を詳記すべし其登録を經たる者は
登録証を下付すべし

(註)商標の専用を願はんと思ふ人は第五号御達の様
式に依て願書商標の見本及明細書を認めて皆一束ね
とあして農商務省へ願ひ出よと其明細書には商標の
説明(例へば梅の花を周圍に畫き其中に何々會社と
楷書に記し又は之を印刷し或は寸法は方一寸なりと

認めるの類(用方)例へは其印刷したる商標は品物の
 何れの所へ貼付ると云ふの類)及び商標を専用する
 商品の名(例へは西陣小倉或は金襴二ツ井戸岩をこ
 (等の名稱)種別 願手續 第十一條の種目に就て(例
 へは木綿織物絹織物干菓子)等詳細に記すへしと云
 ふにあり

蓋し其商標の商標簿に登録となりたるものは登録証
 即ち免状を下ケ渡しになる

第三條 商標の登録を願出る者ある時は願書

の日附より二ヶ月間之を留め置き其間に之
 と抵触すべき願書到達せざれば之を登録す
 べし

若し二人以上同一又は相紛らばしき商標を
 同種類の商品に専用せんが爲めに登録を願
 出る者あり抵触する時は其願書日附の後な
 る者を却下し其日附同きものは共に之を却
 下す可し

(註)商標の登録を願ふものある時は其願書に認めてある日より二ヶ月の間これを留置き(二ヶ月とは月に大小あり一兩日の差かであるようなれども要するに立法者は斯く微密には示されず去りながら先退て考るに平均六十日の間と観るも不可なからんと信す然れども日ど争ふか如きは万々あるへからず)凡六十日の間に抵觸る願書の到達せぬ時は商標簿に登録らるゝなり

若しも二人以上一分一厘異ぬ商標か又は似寄の商

標にして同じ種類の商品に専用ひんが爲め願ひ出るもの、あちらこちらよりある時は日附の前後により一方は却下となる又日附の同じ日なるときはどれもこれも却下となる然れども附則に依り處分なるものはべつである就て見るべし
 却下となるときは其理由を書て下げらるゝものなり
 是れ公明の處置にして縦令却下となるも疑念をいだくことなし

第四條 商標は農商務卿に於て衆庶の觀覽よ

供^{きよ}此^こる爲^ため便宜^{べんぎ}の方法^{ほうほう}を定^{じやう}むべし

(註) 既に登録になつた商標を衆^{しゆ}乃^の庶^{しよ}に觀覽^{くわんらん}るに便利^{べんり}な方法を定^{じやう}めらるる、

第五條 左^{ひだり}の商標^{しやうへう}は登録^{きゆうろく}を願出^{ねまうしゅつ}るを得^えす

一 既に登録せる商標と同一^{どういつ}又は相紛^{あひまが}らはしき商標^{しやうへう}にして同一^{どういつ}種類^{しゆい}の商品^{しやうひん}に用ゆる者^{もの}
(註) 既に登録になつてある商標と少しも變^{かは}らぬもの
又^{また}えそれに似寄^{にや}りの商標^{しやうへう}にて同^{おな}し種類^{しゆい}乃^の商品^{しやうひん}に用ゆるもの

二 地名^{ちやうめい}人名^{じんめい}家号^{かごう}會社^{くわいしや}名^なのみを以^{もつ}てする者^{もの}又^{また}は商品^{しやうひん}普通^{ふつう}の名稱^{めいしやう}或^{ある}は内外國^{ないぐわいこく}の旗章^{きしやう}のみを以^{もつ}てする者^{もの}

(註) 土地^{とち}乃^の名賣^{なうり}捌^{はき}人^{ひと}乃^の名店^{なくわいしや}乃^の名會社^{なぐわいしや}乃^の名等^{なごとう}計^{けい}りて登録^{きゆうろく}を願^{ねが}ひ出^{いで}て又^{また}え商賣^{しやうばい}品^{ひん}普通^{ふつう}乃^の名稱^{めいしやう} (假令^{たと}へえ寶丹^{はうたん}乃^の上包^{うはつ}に單^{ひと}へに寶丹^{はうたん}とのみ記^{しる}す乃^の類^{るい}) 或^{ある}え内外國^{ないぐわいこく}の旗章^{きしやう} (日本^{にほん}の日章^{ひのまる}の旗^{はた}西洋^{しやうやう}の旗章^{きしやう}) 計^{けい}りを記^{しる}したり商標^{しやうへう}を登録^{きゆうろく}を願^{ねが}ひ出^{いで}ることの出來^{でき}ぬもの

三 同業^{どうげふ}者^{しや}普通^{ふつう}に用^{もち}ふ又^{また}は商業^{しやうげふ}上^{じやう}慣用^{くわんぐわい}せる目^め

印を以てする者

(註) 諸商賣の同業者普通に用ゆる標章の類又は商業に就き用ひ慣れたる目印を以て製らへたるもの

四新に使用する商標にして本條例頒布以前

より現に使用者ある商標と同一又は相紛らばしき商標と同一の商品に用ゆる者

(註) 新に使ひ用ゆる商標にて此條例の頒布前から用ひ來たりし人のある商標に同じしきものや又は紛らばしき商標を同じ種類願手續第十一條の品物に用ゆる各種參看

ることは出來ぬものなり

第六條

登録商標主其専用年限中轉籍轉居又

は氏名を變換したる時及ひ廢業し又は休業

一ケ年に及ひたる時は三ヶ月以内に之を届

出可し

(註) 登録簿の商標所有主が専ら用ゆる年限中(商標簿に登録の日より十五年)轉宅戸籍を轉氏名變換をしたる時又は商を廢め業を休等して一ケ年に及んだ時は三ヶ月の内に届出よと

若しも三月を過ぎ届出を怠れば貴重の權を失ふも
のなれば注意るこそ肝要なり

第七條 登録商標専用年限中其相續者に於て
其業を相續したる時は三ヶ月以内之を届
出つ可し

(註)登録済の商標を専ら用ふる年限中(十五年間)そ
の相續人のその業を繼きたる時も前の條と同斷に届
け出る

第八條 登録商標主其商標の専用權を他人に

讓與又は分與せんとする時は更に其登録を
願出つ可し但し専用年限は最初登録の日よ
り通算す可し

(註)商標主かその十五年間の専用權を他人へ讓り與
り又は分ち與へるときは更めて登録を願ひ出るなれ
ども其専用權は最初その商標の登録になつた
日から通算へて矢張十五年間の割なり

第九條 登録商標と他の種類の商品に兼用若
くは轉用し又は之を改正せんとする時は更

に其登録を願出つ可し

前項の場合に於ては第三條に依て處分す可し

(註)登録済の商標を變つた種類の商品に兼帯にて用ひ又は彼の商品に貼用する商標をこの商品に轉へ用ひんとする時又は商標を改正さんとする時は更めて別段その登録を願ひ出てよその場合には第三條の例に依りて處分せらるゝこと

第十條 登録商標専用満期の後之を續用せん

とする者は満期三ヶ月前に更に其登録を願出つ可し

(註)商標専用期限(十五年)の切れた後も猶その商標を用ひんと思ふときは期の満る三ヶ月以前に別段更めて登録ありたことを願へよと

第十一條 登録証を毀損遺失したる時は其再渡を願出つ可し

(註)政府より下付されし登録証を毀損か又は遺失し等したる時は何時てもその登録証を再ひ下渡を願ひ

出ることか出来たり

第十二條 商標を登録せし後第五條に觸れ又は登録願書及び見本明細書に相違の事實あることと發見したる時は其登録無効に歸し登録証を返納せしむべし

(註)商標登録の済し後にても第五條に觸れると又は登録願書の節差出した見本や明細書と違ひし事實を見出されしときは登録は無効に歸るゆへその証を返納せねばならぬ

第十三條 登録商標主其業を廢したる時は廢業の日より其專用權を失す体業三ヶ年に及ぶ者亦同し

(註)商標専用主その商業を廢し時はその廢たる日より又は業を休むこと三ヶ年に及ぶものも同様商標を専ら用ゆるの權を失ふものとす

第十四條 商標の登録を願出づる者は左の手續料を納む可し願書を却下する時は之を返付す

(註)新規に商標の登録を願ひ出るときはそれく手
敷料を前納めとす但し願書を却下しとなる時は手
敷料も返付さる

一商標一個に付金拾圓但一商標を數種の商
品に兼用若くは轉用する者は其商品一種
毎に金五圓を加ふ

(註)商標乃登録を新たに願ひ出るも乃は商標一個に
付金拾圓を納む

一個の商標を數種の商品に兼用ひんと思ふも乃又

は彼れ種れ商標を此れ種乃商標に貼用ひんとするも
れは一種類ごとに金五圓を増し加へる

二商標の讓與分與又は改正を願出つる者及
満期續用を願出つる者は商標一個に付金

五圓

(註)商標を人に譲り與し分ち與へ又は改正を願ひ出
るもれ及ひ専用期(十五年)に満ち猶引續ひて用ひん
と願ひ出てるもれは一個に付金五圓を納む

三登録証の再渡を願出つる者は商標一個に

付金壹圓

(註)毀損たり遺失たりして再ふたひ下付さげを願ねがひ出るときは商標一個に付金一圓を納なむ

(例)此れより以下した各條ごうは罰例ばつれいに係かるもれにして十ヶ條あり

商標主しやうへうぬしが告訴つげうたを待まちて罰ばつを論たすへき譯わけ(廿三條)

商標主しやうへうぬしか自己じの權けんを侵かされたる時とき刑事けいじ訴訟しゆをなすと

又は損害しんがいたる償しやうを求めること(十五條)

裁判官さいばんの職權しやくけんにて取計とりはかりふことことがら(廿四條)

○罪つみ乃し種類しゆるい八箇やつにして誰人たれひにてもこれを侵かすときは懲罰ちやうばつ刑けいを受うく

登録商標じゆうろくしやうひょうを偽いつはり造つくりて用もちるも乃もち(十六條)

登録商標じゆうろくしやうひょうを盗ぬそみて用もちゆるも乃もち(十六條)

登録商標じゆうろくしやうひょうに紛まぎらはしきもれを造つくりて用もちゆるもれ(十七條)

偽いつはり乃しやうへう商標しやうひょう又は盗ぬそみたる商標しやうひょう或あるいは紛まぎらはしき商標しやうひょうを貼もち用もちたる商品しやうひんなることを知しりつ、販賣はんばいたるもれ(十八條)

詐偽さごりし所為しよゐを以もつて登録じゆうろくにならぬ商標しやうひょうを登録じゆうろくになつたと詐いつはり稱なづへしめれ(廿條)

届けて制限あるもれお背て届出てさるもれ(二十條)
以上規則に觸れたる商標は没収になること(十九條)

第十五條 登録商標主其専用權を侵されたる
時は之を告訴し并に要償の訴を爲すことと
得

(註)商標主その商標の専用權を侵されたる時は檢事
司法警察官又は豫審判事等の中便宜の所へ訴へるこ
とが出来將た又損害要償の訴へは刑事と附帶
して申立るか別途民事の裁判所へ訴を爲すことも出

来るものなり

第十六條 登録商標を偽造して使用したる者
は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以
上四拾圓以下の罰金を附加す其盗用したる
者は一等を減す

(註)人の登録済になりたる商標を偽り造りて貼用た
る者は其事實の輕重に依て一月以上一年以下の重禁
錮に處斷せられ加之に四圓以上四拾圓以下の罰金か
附く

又人の商標を盗みて用ゐたるものは廿二日以上九月以下の間を以て處分せられ加之に三圓以上三拾圓以下の罰金か附く

第十七條 登録商標と相紛はしき商標と造り

て使用したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し貳圓以上二拾圓以下の罰金を附加せ

(註)商標簿に登録になつてある人の商標に紛の商標を造へて用ゐたる者は其事實の輕重を量り十五日以

上六月以下の重禁錮を處られ加之に貳圓以上貳拾圓以下の罰金か附く

第十八條 第十六條第十七條の違犯に係る商標を附したる商品の情を知て販賣したる者は四圓以上四拾圓以下の罰金に處す

(註)前の第十六條第十七條に掲げてある事實に犯さるる商標を用いたる商品なることを知りつ、販賣したるものは四圓以上四十圓以下の罰金を申付らる

第十九條 第十六條第十七條第十八條の場合

に於ては仍違犯の商標を没収す其商品と分離す可めらるるものは商品と破毀す

(註)前の第十六條第十七條第十八條に犯く所の商標は没収となる

その商標と商品に附着して分れ離れに出来ざるものは商品と破毀す

第廿條 詐偽の所爲を以て商標の登録を詐稱したるものは十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

(註) 詐偽の所爲を以て登録にならぬ商標を登録になつたと詐稱したるものは其事實の輕重を量りて十五日以上六月以下の重禁錮に處せられ加之に二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第廿一條 第六條第七條の届出どその期限内に爲さるるものは壹圓以上壹圓九十五錢以下の料料に處す

(註) 前第六條第七條に届け出を期限内に怠りて届を出ぬときは一圓以上一圓九十五錢以下の料料を申

付らる

第廿二條 此條例を犯したる者には刑法の數罪俱發の例を用いす

(註) この商標の條例に罪を犯したるものは刑法の總則(第七章)にあるの例を用ゐすこの條例を犯すときは一箇毎に罰すと言ふことなり

第廿三條 第十六條より第十八條に至るの罪は登録商標主の告訴を待つて其罪を論す

(註) 前の十六條より十八條まで其罪は商標主に權利

を侵す罪なればそれ害を蒙りたる即ち登録商標主乃訴を待つて而して其罪を論めることす

第廿四條 登録商標主告訴を爲したる時は裁判官に於て假にその告訴に係る商標を附したる商標の發賣を停止することを得

(註) 登録商標主が訴ひを起したる時は裁判官は假りにその訴ひられたる者乃商標を着たる商品に賣買を差止めることか出来る此れは事實發見乃ため裁判官に聽任されたるものにて商標主等が當然差止を求む

ことは出来ぬものなり

附則

本條例頒布以前使用する商標を専用せんと欲する者は本條例施行の日より六ヶ月間に於て其登録を願出べし其願書は本條例施行の日より八ヶ月間之を留置き其間に之と抵觸すべき願書到達せざれば之を登録すべし若し二人以上同一又は相紛らはしき商標を同一種類の商

品に専用せんが爲め登録を願出るものあり抵觸する時は其願書日附の前後に拘らす農商務卿に於て其商標の使用最も久しきと認定する者を登録して其他を却下すべし

(註)この條例の頒布前から使用する來た商標をこの條例に基ゐて専用しやうと思ふものへ條例施行の日(即ち明治十七年十月一日)より向ふ六ヶ月の間にそ乃商標の登録を願ひ出よとこ乃願書は同日(十七年十月一日)より八ヶ月の間留め置き(通常乃願書は二ヶ月な

れを混して見るなかれ)そ乃願ひ出た日より二百四
 十日乃間にそれと抵觸ふ願書乃他より到達とさる商
 標簿に登録せらる若し二人以上同じ商標又尤紛はし
 き商標を同じ種類乃商品に用るんか爲め登録を願ひ
 出て何らも抵觸へはそ乃願ひ書乃日附乃後と前さに
 拘らす單へに農商務卿乃お見込にてそ乃商標乃最も
 久く用る來たりしと認めらる、ものを登録その他は
 皆却下さる

本條例第三條に依りて處分すべき願書と雖と

も本條例施行の日より八ヶ月間之を留置き附
 則第一項に依り願出する者の抵觸する時は其願
 書日附の前後に拘らす之を却下さるべし

(註)この項も矢張條例の出ぬ前から用る來たる商標
 と抵觸とさは日附の前後に拘らす登録を許される場
 合にして即ち條例第三條に依りて處置せらる、商標
 てもこの條例施行の日(十七年十月一日)より八ヶ月
 の間留め置き附則第一項(前の項)に照らし願ひ出る
 ものと抵觸とさは日附の如何に拘はることなく農

商務卿の認めに依り久しきものをとり新規に製らへたる商標の登録願は却下となる

前二項の場合に於て願書と却下する時は其手数料を返付す

(註)前の二項に依り願ひ書の却下となる時は手数料は返付さる

この附則の實用は將來永遠に係るものにあらす僅に施行の日より算へて一年二ヶ月間の例規に過ぎざるなり

第十三號

今般商標條例制定候に付商標登録願手續別冊の通相定む

明治十七年六月七日

左大臣熾仁親王
農商務卿松方正義

商標登録願手續

(註)商標の登録を農商務省に願ひ出るに就ての手續なり

その手續通して十一ヶ條あり又その手續の十一條に

商品の種類を別けること六十五種なり

第一條 商標に関する願書届書は都て地方廳を経て農商務省に差出す可し

(註)商標に關る願書(條例中第二條第八條第九條第十條第十一條)届書(條例中第六條第七條)等は都て地方廳(府廳縣廳)の手を経て農商務省へ差出せと云ふことにて総て商標の登録を願ひ又は届出をなすにはこの願手續に準ふて出すなり

第二條 商標の登録を願出するときは商標見

本五枚及手数料と添へ願書并明細書各二通と差出す可し

(註)商標乃登録を願ひ出るときは商標見本五枚とて手数料十圓を添へて願ひ書明細書各二通つゝを差出すこと

第三條 一箇の商標と二種以上の商品に用ひんぬ爲め又は二箇以上の商標と一種の商品に用ひんぬ爲め登録を願出するときは其商品一種又は商標一箇毎に各別の願書及明細

書を差出す可し

(註)一箇の商標を二種以上乃商品に用ゆる願ひ出せば商品一種毎に各別乃願書と明細書を差出さば二箇の商標を一種の商品に用ゆる願ひ出ても亦一箇毎に各別に差出すなり

第四條 條例第七條に據り相續を届出つるとき其死亡後相續に係る者は相續者并身元詳なる証人二名以上連署し其生存中の相續に係る者は登録商標主相續者連署す可し

(註)商標條例第七條(相續したるときは三ヶ月以内に之を届出つ可し)に據り商標を相續を届けるに商標主が死んだ後ならば身元を詳なる証人二名以上連署して届よ
生存中乃相續ならば登録商標主とそれ相續者と連名して届けるなり

第五條 條例第八條に據り讓與分與を願出つるときは讓主讓受主連署し讓主より登録証并約定書寫及手数料を添へ願書二通并明細

書讓與願には二通分與願には三通を差出す可し

(註) 條例第八條(專用權を他人へ讓與云々)に據て讓り與へ又は分與へることを願ひ出るときはそれ讓るものと讓り受ける人と連名にて讓主よりは登録証と讓受人に約定書に寫と手数料金五圓を添へ願書は二通明細書(讓り與へ願乃ときは二通)を共に差出となり

第六條 條例第九條に據り登録商標の轉用兼用を願出つるときは第二條に準據すべし

(註) 商標條例第九條に據りて商標に轉用や兼用を願ふときはこ乃手續第二條に準據へよと

第七條 條例第十條第十一條に據り商標の續用及び登録証の再渡を願出るときは手数料を添へ願書二通を差出可し

(註) 商標條例第十條(商標に滿期續用)第十一條(毀損遺失再渡願出)に據て願ふときは一箇に付手数料金壹圓を添へ願ひ書を差出せよ

第八條 登録願書を却下するときは其理由を

指示す可し

(註) 若し登録せ願ひ書を却下すとときは其理由と示す

第九條

登録商標主は其商標の彩色と適宜變換することを得

(註) 商標は彩色は商標主乃思ふまゝに變換することが得る

第十條

登録商標主は農商務省の指揮に隨ひ商標又は其寫書と登録証下付の日より三十

日以内に差出す可し

(註) 登録商標主は農商務省乃指揮に隨せ商標又は其寫書と登録証下付乃日より廿日以内に差出す

第十一條

登録商標と使用せる商品の種類と定むること左の如し但願人に於て其種類を判知し難きものは農商務省に於て之を判定す可し

(註) 商標を用ゆる商品の種類は左に記してある第一種より第六十五種までの品々と定める然れども願ひ

人かその商品の何に種類なるか判知難きものは農
商務省にて判定らる、なり

商品の種類

第一種 化学品及ひ薬劑 酸類 鹽類 アル

カリ 漂白粉 護謨 樹脂 膠 燐

石礮 酒精 クリセリン キナエシ モ

ルロ子 下幾劑 舍利別 煎劑 丸藥 膏

藥油 麝香 丁子等

第二種 染料及ひ顔料 藍玉 藍靛 紫根

紅朱 丹 綠青 燒青 洋靛 白粉 胡

粉 藤黃等

第三種 塗料 漆 假漆 ペンキ 澁 靴墨

等

第四種 香料及ひ燻料 香油 髮膏 香袋

香水 炷香 線香 煉香等

第五種 金属及ひ其半加工品 銑鐵

鍛鐵 たんてつ カタ 鋼鐵 こうてつ ハカ 條鐵 てうてつ エダ 鐵葉 てつはふ 鉄板 てついた 銅 どう アカ

銅板 どうばん 銅鉄線 どうてつせん ハリ 鉛 ねん ナ 鉛板 ねんばん 亞鉛 あねん トダ 亞 あ

鉛板 ねんばん 錫 そい 合金 あうきん マゼ 等 トウ

第六種

金屬の製品 きんそく せいひん カチノダグイ 鑄物 いもの 打物 うちもの 彫鏤品 ほりものひん

及あひ編物等 あみものなで

第七種

利器 りき キレ 及あひ尖刃器 せんじんき トガリ 鎌 かま 鋸 のこぎり 鑿 ののみ

錐 きり 鑿 ひんち 針 はり 釘 くぎ 剪刀 はさみ 小刀 こたぎ 剃刀 ひみそり 庖丁 ほうちう

鳶嘴等 とひくちるい

第八種

貴金屬 ききんそく ヨキカチ 及あひ其製品 そのせいひん (アルミニウム

金ニツケル銀の製品も此中に屬す) 黃金 わうごん

銀 ぎん 四分一 しぶいち 紫銅 しごう シヤク 其他合金鍍品 そのたごうきんめつ 品及あひ

彫鏤品等 ほりものひんなで

第九種

珠玉 しゆぎよく 及其彫鏤品 あひそのほりものひん 珊瑚珠 さんごじゆ 眞珠 しんしゆ

瑪瑙 めうぼう 水晶 すいしやう 黃玉 わうぎよく 碧玉等 へきぎよくとう 及其模造品 あひそのまぞうひん ウツシコシ

第十種

礦物類 くわうぶつるい ボリダスモノ (但シ石炭は第五十一種

に屬す ぞく

第十一種

石材及其製品并彫鏤品 石板石

大理石

砥石 石器等及ひ其模造品

第十二種

漆喰類 漆喰 セメント 石膏等

第十三種

陶磁器類 諸種イロの陶磁器 土

器

坩堝 瓦 煉化石等

第十四種

七寶燒

第十五種

玻璃及ひ其製品 玻璃壘 玻璃管

彩色イロ 玻璃等

第十六種

機械類 紡績機 裁縫機 製

糖機 サトウチコシ ラエルモノ

印刷機械其他諸製造機械 蒸氣

の機關及ひ罐等

第十七種

農工器具 ヒヤクシヨソノ 鋤 鋏 唐箕

熊手 釘拔 鐵鎚 繩墨等

第十八種

學術上ノ器械類 理化學 醫術及

測量等ノ機械

第十九種

度量權衡 モンサシマス

第二十種 運送用の車類 荷車 馬車 人力

車 自轉車等

第二十一種 樂器 琴 三味線 胡弓

笛等

第二十二種 時計及其付屬品

第二十三種 銃砲 彈丸 火藥 烟火類

第二十四種 蠶種紙 繭

第二十五種 真綿及ひ木棉綿

第三十六種 生絲 絹絲及ひ天蠶絲 (琴)

絲 金絲 銀絲 等も此中に屬す

第二十七種 綿絲

第二十八種 毛絲

第二十九種 麻糸

第三十種 絹織物

第三十一種 木綿織物

第三十二種 毛織物

第三十三種

麻織物あさかりもの
ヲルイ

第三十四種

絹綿麻毛外の織物及ひ各種きぬわたあさけほののかりもの織物及ひ各種あつかひの

交織物まじりもの

第三十五種

糸類の編物及ひ組物いとるいの編物及ひ組物あみもの レイス

打物うちもの 網等あみもの

第三十六種

被服ひふく 諸種しよしゆの衣服いふく 織物製帽子かりものせいぼうし

手套てぶくろ 足袋たび

織物製雨衣かりものせいあまき 袴はかま 目利安等めりやす

第三十七種

釀造じやうぞう 及カモシツ 及カモシツ 飲料おんれつ 諸種しよしゆの酒さけ

醬油しやうゆ 蜜柑水みつかんすい 曹達水等さうたすい

第三十八種

砂糖さとう 諸種しよしゆの砂糖さとう 糖蜜とうみつ 蜂蜜等はちみつ

第三十九種

菓子及かき 及かき 麵包類めんぱうるい 干菓子ひかくし 蒸菓かしくめ

子し 樹け 物もの 西洋菓子せいようかき 飴あめ 砂糖漬等さとうづけ

第四十種

茶及ちや 及ちや 咖啡類かうひるい

第四十一種

煙草類たばこるい

第四十二種

穀茶種子及こくさいたね 及こくさいたね 菓物類かぶつるい 五穀ごこく 蔬菜そさい

菓實このみ 種子たね 根球等こんきう

第四十三種

挽粉ばんぷん 澱粉でんぷん 及および 其製品そのせいひん 澱粉でんぷん

麪類めんるい 湯波ゆば

蒟蒻こんじやく 凍豆腐こりとうふ 凍蒟蒻等こりこんじやくとうふ

第四十四種

味噌みそ 膏物及あめもの 漬物類つけものるい

第四十五種

肉類海草の貯藏にくるいかいそうのちくぞく 食品しょくひん 鯉節いづせち

鰯いわし 乾鮑かんぱう 海苔のり 昆布こんぶ 佃煮つくだに 罐詰くわんづめ 雲丹うんたに

諸種しよしゆ の 鹹製かんせい 品等ひんたう

第四十六種

牛乳製品ぎゅうにゅうせいひん 凝乳コングレンストミルク 乳油ミルク 乳チ

餅もち 乳粉等ミルク

第四十七種

煙具及けんぐ 其袋物あくるもの 諸種しよしゆ の 煙管けんくわん

煙袋たばこぶくろ

煙管筒けんくわんづつ

懷中物類くわいしゆくものるい

第四十八種

紙及かみ 其制品そのせいひん 諸種しよしゆ の 紙かみ 色紙しきし

短冊たんさく

擬革紙ぎせき

油紙あぶらかみ

澁紙しぶかみ

書簡筒しよかんづつ

張文ちやうぶん

匣こ

一閑張いつけんちやう

元結等もとむすび

第四十九種

筆墨類ふでぼく 筆ふで 墨ぼく 朱墨しゆぼく 印肉いんにく

墨汁ぼくじゆ

石筆せきふ

鉛筆えんふ

洋筆等やうふ

第五十種

皮革及ひわ 其製品そのせいひん 馬具ばぐ 革包かばん 文ぶん

匣 こ 革帶 あひぢ 靴等 くつぞう

第五十一種

燃材 せんざい

諸種の炭 しよしゆ

附木 つけぎ

摺附 すりつけ

木 ぎ 燃心等 もく ぜんしん

第五十二種

油蠟類 あぶらろうるい

諸種の油 しよしゆ

蠟 ろう

蠟燭 ろうそく

脂肪等 しほり

第五十三種

肥料 こやし

干鰯 ほしけ

鯡類 にしんがた

油粕 あぶらかす

骨粉 ほねこ

等 ら

第五十四種

木竹材 もくちくざい

第五十五種

木竹籐製品及ひ其漆塗蒔繪品類 もくちくとうせいひん せいのうしぬりまきゑ ひんるい

指物 さしもの 挽物 ひきもの

曲物 まげもの

桶類 かづるい

編物 あみもの

組物等 くみもの

第五十六種

角甲牙類の製品 かくこうが せいひん

第五十七種

藁及ひ草の製品 わらあひくさ せいひん

墨表 すみおもて

莖 かしろ

編 あみ

笠 かさ 繩 あひ 麥藁細工等 むぎわらさいく

第五十八種

傘杖及ひ履物 かさつゝあき ばきもの

諸種の傘 しよしゆ

杖 つゝ

下駄 げだ 草履 ぞうり 鼻緒等 はなむす

第五十九種

扇子及團扇 せんまふ ぼよひうちゆ

第六十種 提燈及ひランプ類

第六十一種 齒磨及ひ洗粉

第六十二種 刷子類

第六十三種 玩具類 花簪 鞠 碁 將碁

人形 獨樂 楊弓 押繪 造花 骨牌等

第六十四種 錦繪及ひ寫真類

第六十五種 書籍新聞紙雜誌類

○農商務省第五號

商標條例本年第拾九號を以て布告相成候に付
商標登録願書明細書等の書式 左の通相定候
條此旨告示候事

明治十七年六月二十三日

農商務卿西郷從道

書式

(用紙美濃紙)書中字体は明瞭なるを要す

第一

商標登録願

私（當會社當組）儀別紙明細書に記載の商標
 を新規に相用ひ度（去何年何月何日 使用久く
 月日詳ならざるものは年又は
 月の下に頃の字を記すへし）より相用來候處）右
 に付一切御成規に相觸れ候儀無之段確信致
 候間御登録の上証書御下付相成度此段奉願
 候也

何府地名 居住
 縣 寄留
 族籍

年月日

業名

氏名

名

印

又は

肩書前全斷

何會社



何組
社長
氏名

名

印

農商務卿某殿

前書の通願出候に付進達候也

年月日

何府知事
縣令

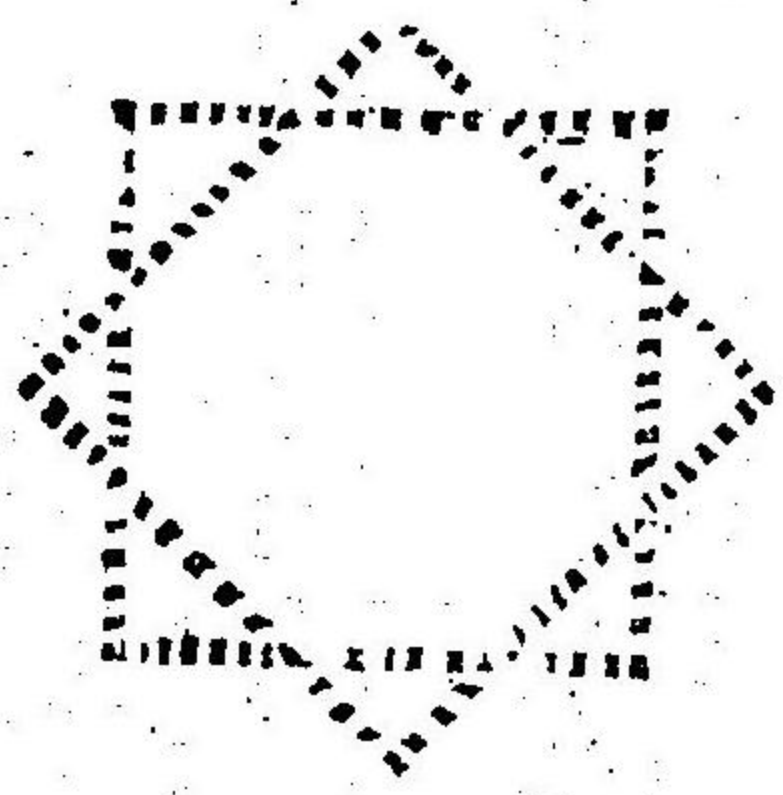
某

印

第二

明細書（商標見本は明細書に附す
 外に三枚を出す可し）

一 商標見本



此處には用ひんと欲する商標の眞形を摸寫し又は印刷し又は印刷せるものを貼付すへし

- 一 此商標は正中に何の圖形と書き又は何の文字と記し其(上下)(左右)(角隅)(周圍)に何の圖形模様望線何の文字と記し候
- 一 此商標全形の内専用の要點は何の圖形又は文字に有之候

- 一 此商標の何處には某地何某(某會社某組)の文字と何様に附記致候
- 一 此商標を用ひ候物品は商標登録願手續第十一條第何種の何品又はは何々品に有之候
- 一 此商標は何品に書き又は記し又は印刷し上包又は製品(品目を記)へ貼付又は結付又は製品(品目を記)に直に書き又は記し又は

印刷し又は彫込み又は織込み候（商標の用ひ方は成

丈詳密に記するに要す

右之通相違無之候也

何府地名 居住

何縣地名 寄留

族籍

業名

氏名 印

年月日

又ハ

肩書前同斷

何會社

何組

社長

組長

氏名

名 印

農商務卿某殿

第三

登録商標改正（兼用轉用）願

一 何年何月何日付第何號登録証

一 第何種何品又は何々品に用ふる商標

前記（前記の商標を自今別紙明細書に記載の通改

正（商標登録願手續第十一條第何種何品又は

何々品に兼用又は轉用）致度右に付一切御

成規（に相觸れ候儀無之段確信致候間御登録

の上証書御下付相成度此段奉願候也

何府地名 居住
何縣地名 寄留

族籍 業名 氏名 印

又ハ

肩書前全斷

何會社 何組 

社長 組長 氏名 印

農商務卿某殿

前書の通願出候に付進達候也

年月日

何府知事 何縣令 某

印

第四^{だい}

登録商標^{分讓}與願

一何年何月何日付第何號登録証

一第何種何品又は何々品に用ふる商標

前記の商標と今般別紙約定書に従ひ左記の

何某へ讓與(分與)致候間其旨御登録相成度

依て別紙登録証明細書及約定書寫相添此段

奉願候也

年月日

何府地名居住
縣地名 寄留
族籍

讓與人 氏名 印

又ハ
分受人 氏名 印

肩書前同斷

何會社 社印

社長 組長

氏名 印

農商務卿某殿

前書の通願出候に付進達候也

年月日

何府知事 某

印

第五

商標登録証紛失(焼失流失)に付再度願

一何年何月何日付第何號登録証

一第何種何品又は何々品に用ふる商標

前記の商標は私(當會社當組)所有に有之候

處其登録証何年何月何日何地に於て紛失(

火災に罹り焼失又は水難に遭ひ流失)候に

付再渡相成度此段奉願候也

年月日

何府地名 居住
何縣地名 寄留

族籍

業名

氏

名

印

又ハ

肩書前全斷

何會社

何組



社長

氏

名

印

農商務卿某殿

前書之通願出候に付進達候也

年月日

何府知事 某
何縣令

印

第六

登録商標續用願

一何年何月何日付第何號登録証

一第何種何品又は何々品に用ふる商標

前記の商標は私(當會社當組)所有に有之候

處來る何年何月何日にて専用年限相滿候得

共其後も尙從前じやうぜんの通専用致度候に付更に御

登録相成度此段奉願候也

年月日

何府地名 住居

族籍

業名

氏

名

印

又ハ

肩書前全斷

何會社

何組



社長

組長

氏

名

印

農商務卿某殿

前書の通願出候に付進達候也

年月日

何府知事

某

印

本年六月第十三号布達商標登録願手續第六條
中登録商標ノ轉用兼用ノ下「及改正」ノ三字ヲ
脱ス

明治十七年七月八日

内閣書記官

明治十七年六月十六日出版御届
同 年七月卅一日刻成

◎定價金拾五錢◎

京都府士族

編輯者

岡本義勝

東京神田區裏神保町
二番地寄留

京都府平民

出版人

内藤半七

丹波國南桑田郡龜岡西町
三拾七番戶

專賣人

西京東洞院三條上

村上勘兵衛

同寺町四條上

田中次兵衛

同御幸町四條下

内藤彦一

同二條柳馬場角

石田忠兵衛

大坂備後町四丁目

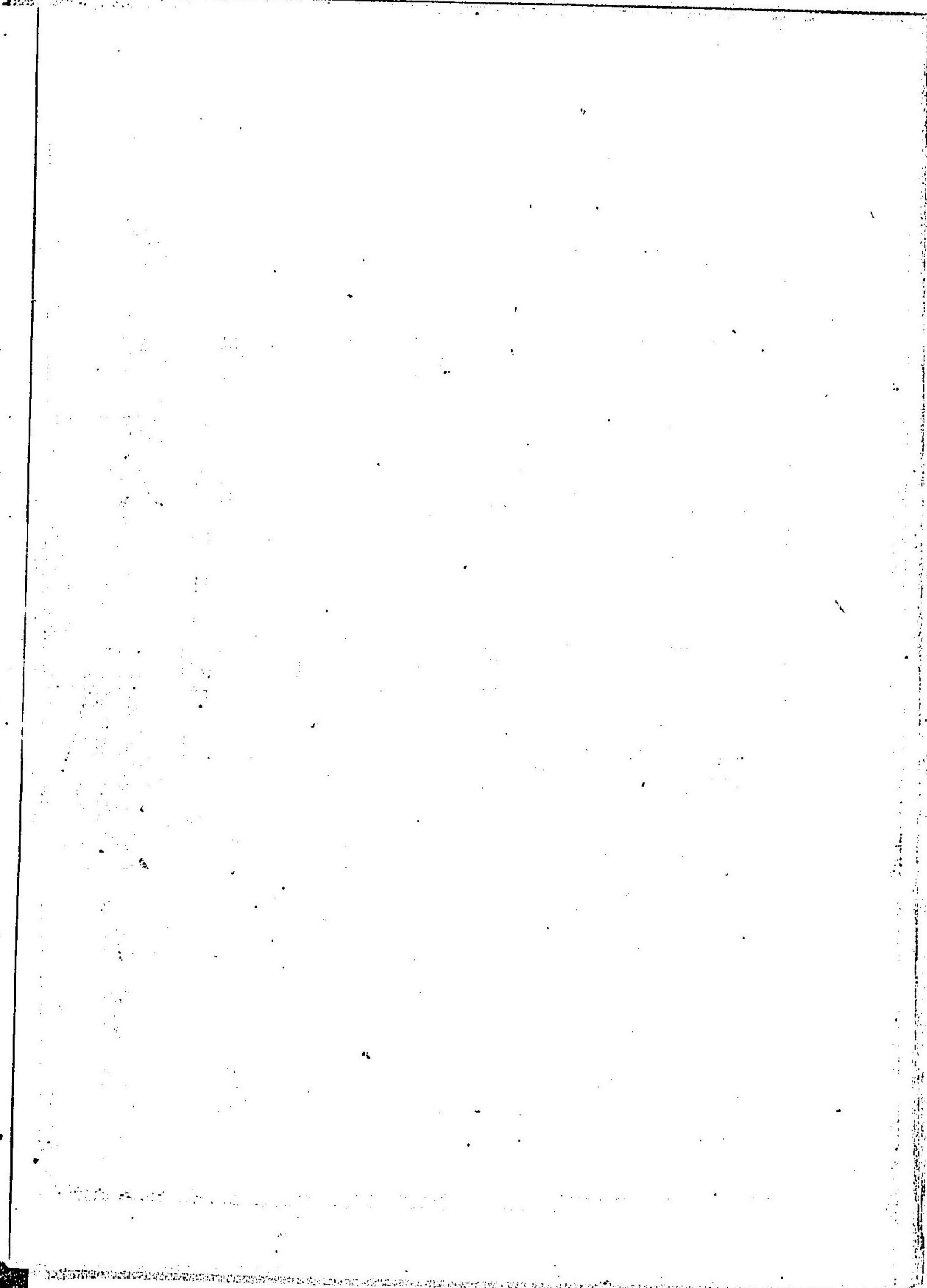
梅原龜七

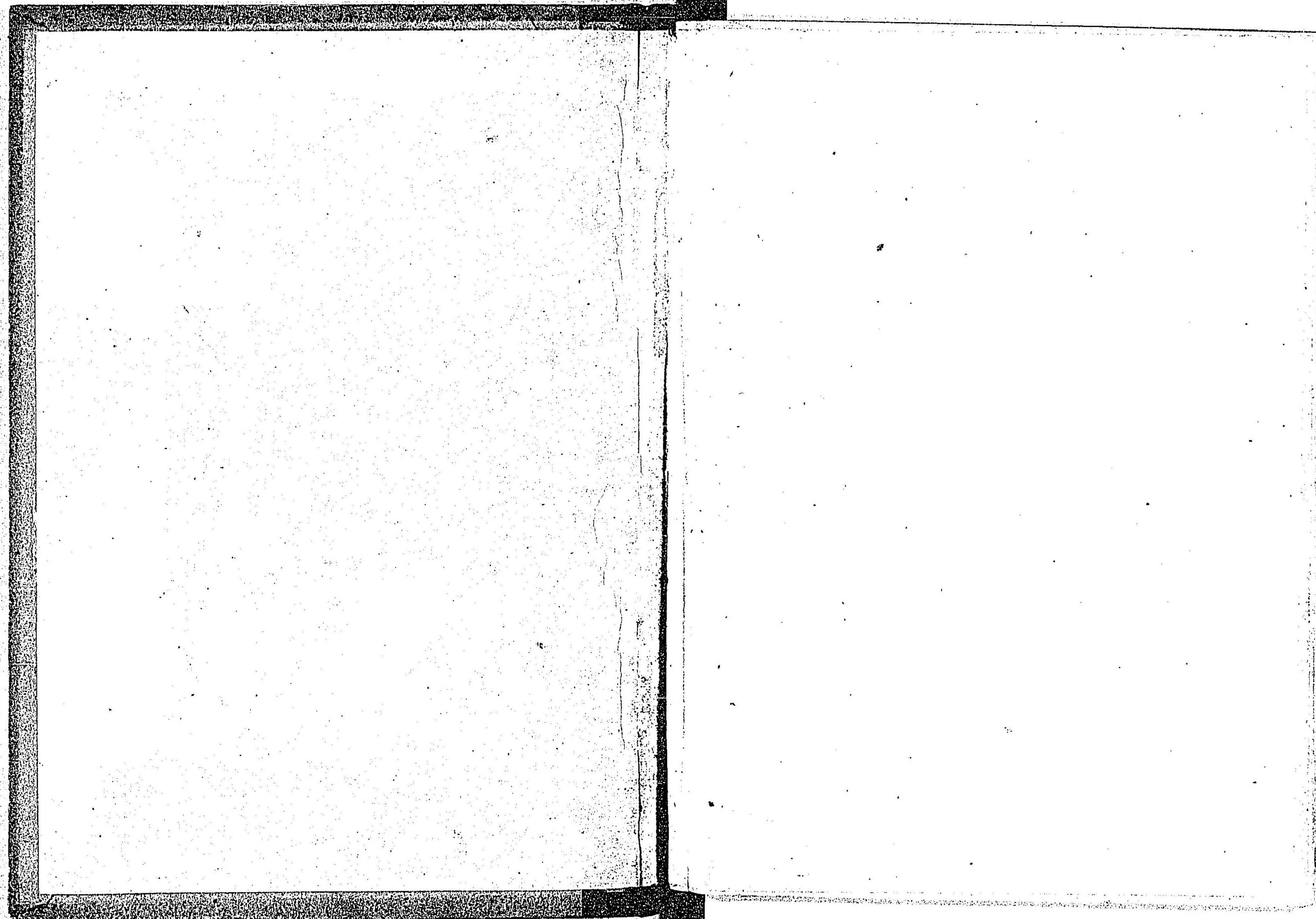
同久寶寺町四丁目

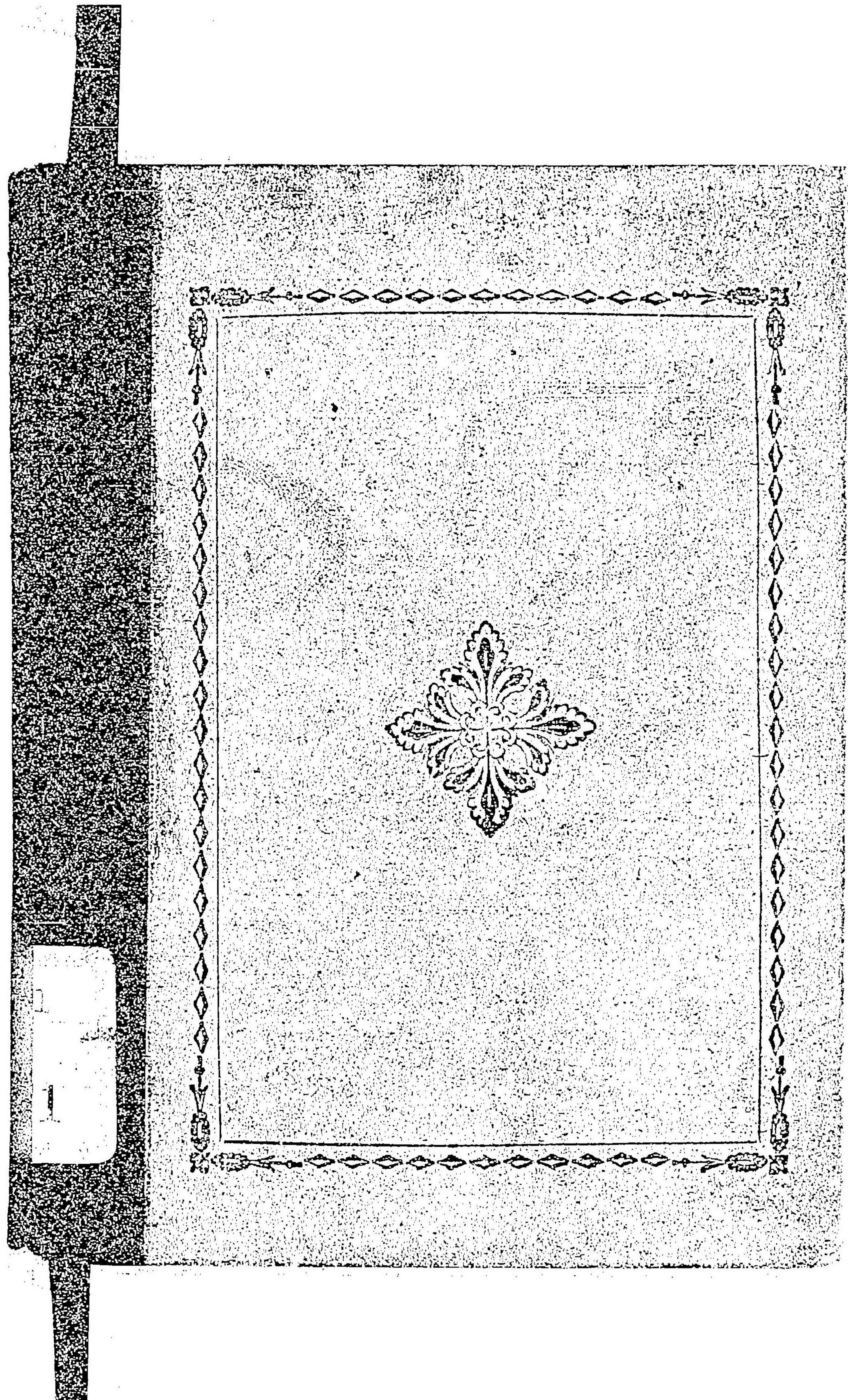
前川善兵衛

丹波園部上本町

犬石藤七







1
1
20

岡本義勝編輯

商標條例
商標登簿願手續
註解

明治三十二年

內藤半月堂藏

037927-000-2

特61-571

商標條例商標登簿願手續註解

岡本 義勝 / 編

M17

B BX-0026

